

社会福祉法人清陽会
理事長 千田 恵司 様

府中市長 高野 律雄

改 善 勸 告

社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、令和4年12月28日付4府福地第560号により実施した指導監査（特別監査）において、次のとおり是正を図るべき事項を認めたので、同条第4項の規定に基づき勧告する。

については、所要の措置を講ずるとともに、その内容について遅滞のないよう報告を求める。

なお、期日までに改善されない場合は、法第56条第5項及び第6項の規定に基づき、その旨を公表し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがある。

記

1 勧告趣旨

（本特別監査に至った背景）

本市は近年、貴法人に対し、度重なる社会福祉法人一般監査を実施し、その度に必要な改善指導を行うとともに、貴法人からその指導に対する改善報告を受けてきた。しかし、改善報告の内容と実際の運営に重大な隔たりがあることが判明し、貴法人が、「改善済」とした報告の信憑性が著しく損なわれることとなった。このことは、貴法人が、指摘された問題点についての根本的な理解や認識が依然不足していることを表し、度重なる指導に関わらず改善に至っていない状況を本市は極めて重大な問題と捉え、貴法人に対し、令和5年1月から本特別監査を実施した。

（本特別監査で判明した内容）

本特別監査においては、現状の法人運営、会計処理等を確認するとともに、過去に遡った関係書類の確認及び法人関係者に対する聞き取り調査を

実施した。その結果、貴法人内での不適切な金銭管理の実態の他に、過去において数々の金銭面等に関しての不適切な支出や不明瞭な取扱いがあることが判明した。

(法人が果たすべき社会的責任)

公益性の高い非営利法人である社会福祉法人の運営には、公費の補助や税制面での優遇措置等がある一方で、経営組織のガバナンスや事業運営の透明性及び財務規律の確保が相当に求められるが、本特別監査で確認した過去からの会計処理の実態は、その責務を十分に果たしているとは言い難いものであった。

そのため、貴法人においては、本市から不適切な金銭管理の運用について、再三、改善を求められていたにもかかわらず、改善されていなかった事実について、まずは、その重大性を強く認識するとともに、根本的な原因を分析及び自覚し、原因に基づいた対症療法ではない抜本的な改善の実施及び再発防止策を構築していかなければならない。

また、法人元副理事長のワンマン体制時代における金銭面等の数々の不適切な支出と不明瞭な取扱いがあることについては、貴法人自身でその内容について状況確認を行っているものの、その多くが既に時間が経過し、過去のこととなっていることをもって、真相を自ら究明しないことは、社会福祉法人として許されることではない。

よって、社会福祉法人としての説明責任を果たす必要性を強く認識し、法人自らが不適切な支出による資産流出に対する回復措置及び金銭面等の不明瞭な取扱いについての真相究明、再発防止策の構築に取り組まなければ、失われた信頼を取り戻すことはできない。

このことから、本市は、貴法人が社会福祉法人としての義務や責任を十分果たし、善良な社会福祉活動を担っていくに相応しい存在となりえるよう、以下必要な勧告を行うものである。

2 勧告内容

貴法人において、別紙1のとおり、法人会計上の不適切な金銭管理や金銭面等の不適切な支出及び不明瞭な取扱い（以下、「法人会計上の不適切な金銭等の取扱い等」）が認められたため、次のとおり勧告する。

(1) 法人会計上の不適切な金銭等の取扱い等について、次のとおり対応すること。また、その対応結果等について市へ報告すること。

ア 不適切な金銭の取扱いがあった事案（別紙1のNo.1）については、その取扱いが生み出された背景・根本的な原因について分析し、再発防止策を検討すること。

イ 法人資産が不正に流出した事案（別紙1のNo.2～No.3）については、法人資産への影響額を調査・確定し、資産の回復のために必要な対応を行うこと。

ウ 不明瞭な金銭等の取扱いがあった事案（別紙1のNo.4～No.14）については、真相の究明や影響額等を調査・確認するとともに、その結果によって、必要な対応を検討すること。

エ イ及びウについても、その事案を生み出した背景・原因について分析し、再発防止策を検討すること。

オ 必要な調査は、本特別監査で認められた以外の問題がある可能性も意識して行い、追加の事案が判明した場合は、同様の対応を行うこと。

(2) (1)の調査結果により判明したもので、必要なものは関係官署に相談及び届出を行うとともに、当該判明事案の関係者に対し、必要な説明を行うこと。また、その結果についても市へ報告すること。

(3) 貴法人として、調査結果により判明した事案にかかる責任の所在について検討し、然るべき対応を行うこと。また、検討した内容とその対応について市へ報告すること。

(4) 一連の貴法人としての対応については、法人としての説明責任を果たす観点から、貴法人ホームページにて公表する等の対応を行うこと。また、対応したことを市へ報告すること。

3 その他の指摘事項

指摘内容及び改善報告手続き等は別紙2のとおり

4 報告期限

2、3の項目ごとに、次で示す提出期限までに市へ報告すること

| 項目 | 提出期限 |
|--------------------------|-----------------|
| 2(1)ア イ 3 | 令和5年8月23日（水）まで |
| 2(1)ウ エ (3) (4) | 令和5年10月25日（水）まで |

特別監査により確認された法人会計上の不適切な金銭等の取扱い等

| | 確認された事案 |
|---|---|
| 1 | 法人事務所内の職員の机等の中で、法人会計上で収入処理されていない、又は、出金処理されたが実際には支払われていないと見られる数年間分の現金が、多数の封筒等に入った状態で放置されていたこと。 |
| 2 | 法人元副理事長が、自身の車の修理代を複数回法人に肩代わりさせていたこと。 |
| 3 | 法人関係者の親族である看護師から資格証を借用して、実際に勤務していない看護師を配置しているように見せていたこと。また、その分の給与を支払っていたことにするために、法人から架空の勤務に対して給与の支出があり、その金銭は（親族を紹介した）法人関係者が受け取っていたこと。 |
| 4 | 法人元副理事長により、法人専用のガソリンスタンドカードで、自身や一部の評議員及び一部の職員の車等に給油等のサービスを受けさせていた疑いがあること。 |
| 5 | 法人が購入した耕運機が、購入直後から法人元副理事長の自宅に運び込まれた後、そのまま元副理事長の占有状態が続き、現在に至るまで法人への返却がない疑いがあること。 |
| 6 | 法人元副理事長の親族が実際に勤務を開始する前年にもかかわらず、法人がその親族名義の給与を月々支払っていた疑いがあること。 |
| 7 | 利用者から徴収するべきでなかった給食人件費について、発覚後も利用者へ実際には返還せず、かつ利用者へ返還されるはずだった金銭の行方は不明となっている疑いがあること。 |

| | |
|----|---|
| 8 | 法人の生産活動により製造したパンの売上の一部の行方が、現在も不明となっている疑いがあること。 |
| 9 | 法人会計上で資産管理されていない簿外となっている預金口座が複数存在し、当該口座から預金が出金され、その金銭の行方が現在も不明となっている疑いがあること。 |
| 10 | 法人会計上で管理されていない簿外となっている法人名義の定期預金口座が解約され、その金銭の行方が現在も不明となっている疑いがあること。 |
| 11 | 法人が「手をつなぐ親の会」や「保護者協力会」と委託契約を交わし、法人内の清掃業務や、利用者が作業に使用する白衣等のクリーニング業務を委託する名目で委託費を支出していたが、架空の契約であった可能性があり、不正に経費が支出された疑いがあること。 |
| 12 | 法人内で出張経費が支出される際に、複数回に渡り、出張に行っていない職員を行ったように見せ、経費を過剰に支出した疑いがあること。 |
| 13 | 本来利用者へ交通費として支払うべき金銭が法人から支出されているにもかかわらず、利用者へ支払われていない疑いがあること。 |
| 14 | 法人が、社会福祉法人が出資できる条件を満たさずに株式会社に対して出資し、株式会社を実質所有していた疑いがあること。 また、当該会社の解散時に残余財産が適切に清算されたかが不明であり、法人資産が流出している状況が続いている疑いがあること。 |

その他の指摘事項

1 指摘事項内容

| 監査項目 | 改善を要する事項 (※「会計経理」1、2及び3(1)、(2)は、令和3年度指導監査における改善を要する事項からの再掲) |
|------|---|
| 運営管理 | <p>1 理事長及び業務執行理事による職務執行に関する報告を行うこと。</p> <p>社会福祉法人の理事長及び業務執行理事は、理事会において、自己の職務の執行状況についての報告をすることとされている。</p> <p>また、貴法人の定款では、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、当該報告をしなければならないと定めている。</p> <p>しかし、貴法人においては、令和4年度の理事会における当該報告について、4か月を超える間隔で2回以上、行っていないことが確認された。</p> <p>については、今後、当該報告を行う際は、貴法人の定款の規程で定める通りに当該報告を行うこと。 (社会福祉法第45条の16第3項) (指導監査ガイドラインI-6-(1)-4)</p> |

1 法令に基づき、適時に、正確な会計帳簿が作成されていないので、是正すること。（※再掲）

社会福祉法人は、厚生労働省令で定めるところにより、適時に、正確な経理事務を行い、会計帳簿を作成しなければならない。

しかし、貴法人においては、法人事務所内から、法人会計上で収入処理されていないと見られる現金及び法人会計上で出金処理されたが、実際には支払われずに放置されていたとみられる現金が、数年間分に渡って発見され、正確な会計帳簿が作成されていないことが確認された。

については、法令等に基づき必要な会計処理を行い、適時に、正確な会計帳簿を作成すること。

(社会福祉法第45条の24第1項)
(指導監査ガイドラインⅠ)

2 貸借対照表が適正に作成されていないので、是正すること。（※再掲）

社会福祉法人が作成する貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものでなければならない。

しかし、貴法人においては、法人事務所内から、法人会計上で収入処理されていないと見られる現金及び法人会計上で出金処理されたが、実際には支払われずに放置されていたとみられる現金が、数年間分に渡って発見され、当該会計年度末現在における全ての資産及び負債が貸借対照表に適正に表示されていないことが確認された。

については、全ての資産及び負債を適正に会計処理し、正確な貸借対照表を作成すること。

(会計省令第25条)
(指導監査ガイドラインⅢ-3-(1))

3 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていないので、是正すること。（※（１）、（２）再掲）

社会福祉法人は、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な体制や手続き、業務執行に関する基本的な取扱いについて、経理規程を定め、また、経理規程に定める事務処理を行うために必要な細則等を定めるとともに、経理規程やその細則等を遵守することが求められる。

しかし、貴法人においては、次のとおり経理規程が定めるところにより事務処理が行われていないことが認められた。

については、経理規程が定めるところにより事務処理を行うこと。

（１）経理規程第２４条において、日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収入後１０日以内に金融機関に預け入れなければならないとされている。

しかし、貴法人においては、法人事務所内から、法人会計上で収入処理されていないと見られる現金及び法人会計上で出金処理されたが、実際には支払われずに放置されていたとみられる現金が、数年間分に渡って発見され、受領した金銭を１０日以内に、漏れなく金融機関に預け入れを行っていないことが確認された。

（２）経理規程第３０条第１項において、出納職員は、現金について、現金の受払いがあった日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならないとされている。

しかし、貴法人においては、法人事務所内から、法人会計上で収入処理されていないと見られる現金及び法人会計上で出金処理されたが、実際には支払われずに放置されていたとみられる現金が、数年間分に渡って発見され、現金の受払いがあった日の現金出納終了後、出納職員が、全ての現金残高と帳簿残高を正確に照合し、会計責任者に適切に報告していない事例が確認された。

(3) 経理規程第32条第1項において、会計責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月20日までに統括会計責任者に提出しなければならないとされている。また、同条第2項において、統括会計責任者は、前項の月次試算表に基づき、各事業区分合計及び法人全体の月次試算表を作成し、前項の月次試算表を添付して、翌月末日までに理事長に提出しなければならないとされている。

しかし、貴法人においては、会計責任者が、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成していないことが確認された。

(4) 経理規程第51条第2項において、基本財産以外の固定資産の増加又は減少については、事前に理事長の承認を得なければならないとされている。

しかし、基本財産以外の固定資産の処分にあたり、事前に理事長の承認を得ていないことが確認された。

(留意事項1-(4))

(指導監査ガイドラインⅢ-3-(2)-1)

(社会福祉法人清陽会経理規程第24条)

(社会福祉法人清陽会経理規程第30条第1項)

(社会福祉法人清陽会経理規程第32条第1項・第2項)

(社会福祉法人清陽会経理規程第51条第2項)

【根拠法令等】

「社会福祉法」=昭和26年法律第45号「社会福祉法」

「会計省令」=平成28年3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」

「留意事項」=平成28年3月31日雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331号第2号・老総発0331号第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運営上の留意事項について」

「指導監査ガイドライン」=平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」(令和4年3月14日一部改正)

2 改善手順

1の指摘事項が発生した原因を分析したうえで、再発防止策を検討してください。その後、貴法人理事会において審議のうえ、速やかに改善を図るとともに、3の書類を提出してください。

3 報告書類

- (1) 改善状況報告書（府中市ホームページからダウンロードしてください。）
- (2) 改善状況が確認できる資料
- (3) 改善状況又は方策について審議、議決した理事会議事録の写し
（報告事項ではなく審議事項として扱ってください。）